

# 「外国証券の取引に関する規則」の 一部改正について

**2025年3月3日**  
**日本証券業協会**

# 1. 検討の経緯 (自主規制規則の見直し提案について)

- ◆ 2024年4月17日から5月16日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、以下の提案が寄せられたことから、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討することとした。

## 【提案事項】

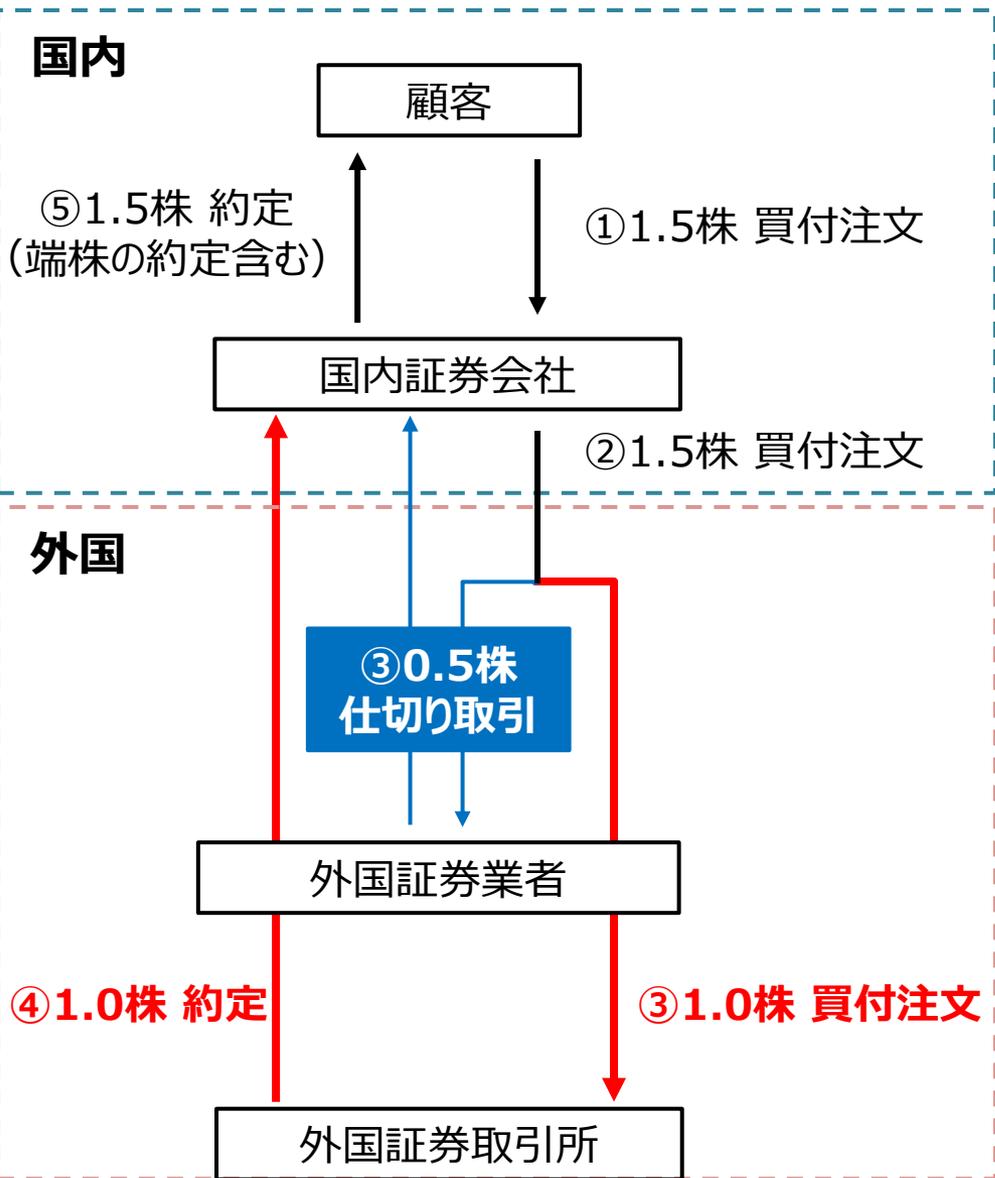
- 国内の証券会社が顧客から受注した外国株券の1株未満の株式の売買注文を外国証券業者に取次ぎ、当該外国証券業者を相手方として執行する取引（以下「本件提案取引」という。）が「外国証券の取引に関する規則」第2条第18号に規定する「外国取引」に含まれることを明確化していただきたい。

## 【提案理由】

- 「外国証券の取引に関する規則」7条第1項により、協会員は既に発行された外国株券等について、一定の要件を満たす証券に限り、顧客に外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができるとされており、「外国取引」の定義は同規則第2条第18号において、外国証券の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む）に媒介・取次ぎ・代理の方法により執行する取引及び公開買付けに対する売付けを取り次ぐ取引と規定されている。
- 米国株式の1株未満での取引については、国内の証券会社が顧客から受注した注文を外国証券業者に取り次いだ場合、当該外国証券業者を相手方として取引が執行され、外国の取引所金融商品市場への注文の取り次ぎは行われなことから、外国証券規則上の「外国取引」への該当性が不明確な状況となっている。

(2024年7月16日「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」より一部抜粋)

# 【参考】端株を含む外国株式の取引スキーム図（イメージ）



① 顧客は、端株を含む外国株式の売買注文を行う（端株のみの注文を行う場合も想定される）。



② 国内証券会社は、顧客から受注した端株を含む外国株式の売買注文を、外国証券業者に取次ぐ。



③ 外国証券業者は、整数株部分の売買注文を外国証券取引所に発注し、**端株部分は外国証券業者の指定する価格で国内証券会社との間で仕切り取引が行われる。**

## 既に発行された外国証券の勧誘等 対象証券（「外国証券の取引に関する規則」第7条第1項）（抄）

既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（略）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。

⇒セカンダリで勧誘可能な外国証券の対象証券の条文において、取引手法として、「外国取引」と「国内店頭取引」の2類型を想定した規定となっている。

## 「外国取引」の定義（「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第18号）（抄）

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場（注）を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け（略）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

⇒「外国取引」は、金商法第2条第8項第3号ロに規定されている外国金融商品市場における有価証券の売買取引の委託の媒介、取次又は代理を念頭に規定。

（注）店頭市場については、かつてのNasdaqのような取引所に準じた店頭市場を想定

## 「国内店頭取引」の定義（「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第19号）（抄）

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。

⇒ 金融商品取引業者が投資家を相手方として外国証券を仕切り売買する取引をいう。（外務員必携より）

## 2. 外国証券WGにおける検討を踏まえた規則改正の概要

- ◆ 2024年10月より「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において、検討を開始。
- ◆ 同ワーキング・グループでは、主に①本件提案取引の外国取引への該当性及び②外国取引に含まれる場合に投資者保護上必要な措置等について、議論を行った。

### 1. 外国取引への該当性について

#### 【現行の法令諸規則等を踏まえた考え方】

- ✓ 本件提案取引は、金融商品取引業者が顧客から委託を受けて、外国証券業者との売買注文を取り次ぐ行為であることから、金商法第2条第8項第2号の「売買の取次ぎ」に該当するものと考えられる。  
他方、外国証券規則における「外国取引」は外国の金融商品市場へ取次ぐ取引と規定されており、文理上、「外国証券業者」は「外国の金融商品市場」には該当しないため、「外国取引」への該当性が明確ではない。
- ✓ 顧客との取引は、国内証券会社の自己勘定ではなく委託勘定で行われ、顧客との間で「仕切る」行為は発生しないことから、「国内店頭取引」には該当しない。

#### 【検討結果】

- 外国の金融商品市場に売買注文を取次ぐ取引に加え、外国証券業者に売買注文を取次ぐ方法により当該外国証券業者を相手方として執行する取引を「外国証券の取引に関する規則」における「外国取引」と整理する。**（第2条第18号を改正）**

#### 改 正 案（赤字・下線部が改正箇所）

#### 現 行

##### （定義）

##### 第2条

18 外国取引  
外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引（国内において執行する取引を除く。）及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

##### （定義）

##### 第2条

18 外国取引  
外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け（不特定かつ多数の者に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘を行い、外国の金融商品市場外で外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券又は外国債券の買付けを行うことをいう。以下同じ。）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

## 2. 外国証券WGにおける検討を踏まえた規則改正の概要②



### 2. 投資者保護上必要な措置等について

- ◆ 協会員が顧客から受注した外国証券の売買注文を外国証券業者に取次ぎ、当該外国証券業者を相手方として執行する取引を外国証券規則上の「外国取引」に含める規則改正を行うに当たり、投資者保護上必要な措置について、WGにおいて主に以下のとおり検討を行った。

#### 【主な論点】

- ✓ 従来の外国取引と異なり、取引価格を外国証券業者が決定することを踏まえ、投資者保護上、必要な措置はあるか。

#### 【検討結果】

- 取引価格の公平性の確保の観点等から、協会員に以下の義務を課すこととした。
- 1. 執行地の法令等に従い外国の取引所金融商品市場等における取引価格と連動した価格により取引が執行される措置等により取引公正性の確保措置が取られていることを確認すること。**(第7条の2第1項を新設)**
- 2. 取引価格の決定方法等について顧客に説明すること。**(第7条の2第2項を新設)**

### 改正案(第7条の2を新設)

#### (外国証券業者において執行する取引)

**第7条の2** 協会員は、外国証券業者（金商法第58条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）において執行する方法（外国の金融商品市場において執行する方法を除く。）により、第7条第1項第1号前段の外国証券について、顧客の売買注文の外国取引の取次ぎを行うときは、執行地の法令等に従い外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場における取引価格と連動した価格により取引が執行される措置又はその他の措置により取引公正性の確保措置が取られていることを確認するものとする。

- 2 協会員は、前項の方法により外国取引を行うときは、顧客に対し次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。
  - 1 執行先の外国証券業者の名称
  - 2 執行先の外国証券業者における取引価格の決定方法に関する事項
  - 3 その他投資者保護上必要と認める事項